

弘億団地自治会館使用規則

制 定 昭和56年 8月 1日

改 訂 2018年12月1日

(総 則)

第1条 この規則は、弘億団地自治会館（以下「会館」という）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 会館は、弘億団地自治会（以下「自治会」という）会員相互の福利の増進に役立てることを目的とする。

(会館の名称・位置)

第3条 会館の名称、位置は以下とする。

- (1) 第1自治会館 広島市安佐南区安東4丁目26番27号
- (2) 第2自治会館 広島市安佐南区安東5丁目4番1号

(会館管理者及び鍵の保管者)

第4条 会館の管理を行うため、第1自治会館及び第2自治会館へそれぞれ会館管理者を置く。

- 2 自治会長（以下「会長」という）は、会館の管理を掌握する。
- 3 会館管理者は、区長の内から選任し、会館の管理に従事する。
- 4 会館入口の鍵は鍵保管ボックス式とし、マスター鍵は会長が保管する。

(使用者の範囲)

第5条 会館を使用することができる者は次の通りとする

(1) 会 員

(2) 会長が許可した者

(使用 時間)

第6条 会館の使用時間は午前8時から午後10時までとする。ただし、自治会の活動及び葬儀に関する場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第7条 会館を使用する者は、使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、原則として7日以内までに所定の申込用紙に必要事項を明記し、会館管理者へ申し込みをしなければならない。

3 会館管理者は、前項の申し込みがあった場合、第8条に該当しないと認められるとき、これを許可する。

4 定期的に会館を使用する同好会等の使用許可期限は当該年度内とし、更新を希望する場合には、使用責任者は新たに会長の許可を受けなければならない。なお、許可内容（使用責任者等）に変更が生じた場合には、遅滞なく会長へ報告し許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

第8条 会館の使用目的又は方法が次の各号の1つに該当するときは、会館の使用を許可しない。

(1) 第2条の目的にてらし、適当でないと認められるとき

(2) 公序良俗に反すると認められるとき

(3) 会館の管理上支障があると認められるとき

(4) その他会長が適当でないと認めるとき

(使用の変更・取消)

第9条 使用責任者は、第7条の使用の許可を受けた後に使用の取り消し又は変更を行う場合は、直ちに会館管理者に申し出なければならない。

2 会館管理者は、前項の変更が前条に該当しないとき又は他の使用者に支障がないとき、これを認めるものとする。

(使用許可後の禁止・制限・変更)

第10条 会長は、第7条の使用を許可した後であっても、第8条の各号の1つに該当する事由が発生した場合、会館の使用を禁止することができる。

2 会長は、第7条の使用を許可した後であっても、必要に応じ会館の使用を制限し又は変更を求めることができる。

(現状の回復)

第11条 使用者は、会館の使用を終了した時は、直ちに使用場所、使用備品等を現状に回復しなければならない。

- ① 備品、食器類を洗って返納する
- ② ガスの元栓を閉める
- ③ 掃除を行い、ごみ類は持ち帰る
- ④ その他、机、椅子、座布団等を使用した場合は、元の場所へ片付ける

(使用者の心得)

第12条 使用者は、会館の使用に当たり次の各号を遵守しなければならない。万一、損傷又は迷惑を生じた場合、使用者はその弁済をしなければならない。

- (1) 設備及び備品を損傷しない
- (2) 近隣に迷惑を及ぼす行為を行わない
- ①自動車での来館は極力慎む

- ②カラオケや太鼓の使用については昼間のみとし、夜間の使用は厳禁とする
 - ③夜間、マイクその他音響器具の使用は禁止する
 - ④夜間、会館への参集時及び解散時に談笑、放歌等近隣への迷惑となる行為は慎む
 - ⑤騒音や人声による迷惑を極力減じるため、会館使用時は窓や扉は閉じる
- (3) 火災の予防に万全を期すため、会館内での喫煙は全面禁止とする

(使用料等)

第13条 会館の使用は無料とする。ただし、第7条第4項の規定により定期的に使用する同好会等の使用にあつては、次の各号に掲げる時間区分での使用をそれぞれ1回として、1回当たり300円の使用料を徴収し、会館の維持管理資金（特別会計）に充当する。

- (1) 午 前 午前9時から正午まで
 - (2) 午 後 正午から午後5時まで
 - (3) 夜 間 午後5時から午後10時まで
- 2 使用料の徴収方法その他使用料に関し必要な事項は、会館管理者及び出納責任者が協議し定める。
- 3 前2項の規定は、自治会及び助成団体には適用しない。
- 4 使用者は、エアコンを使用する場合にはその電気料（1時間100円）を負担しなければならない。
- 5 やむを得ず使用時間帯が一時的に重複する場合、会館管理者は使用者間で協議を行うよう調整する。

(退 館)

第14条 会館を退出時、次の各号を遵守しなければならない。

- ①備え付け点検簿により点検を行い、所要事項の記入を行う
- ②施錠後、会館外回りの点検を行い、施錠等が正常であるか確認を行う

(使用の優先順位)

第15条 会館の使用優先順位は以下とする。ただし、葬儀のため使用申し出があった場合、これを最優先する。

①自治会 ②子供会（どんぐりの会含む） ③弘億友遊会 ④弘億団地自主防災会 ⑤その他同好会等

（備品貸出の禁止）

第16条 個人使用のための備品貸出は禁止する。ただし、自宅葬儀の場合は組長の管理のもとに貸し出しすることが出来る。

（大掃除）

第17条 会館を利用する助成団体及び同好会会員は定期的には大掃除を実施する。なお、実施時期等については総務部（会館管理者）と協議の上決定する。

（補則）

第18条 この規則に定める事項の他、会館の管理に必要な事項は会長が定める。

2 この規則は、弘億団地自治会会則第16条4項（1）の規定に基づき「区長会」の承認により改廃することが出来る。

（施行）

第19条 この規則は、2018年12月1日改訂、2019年4月1日施行するものとする。

（付則）

- 1 昭和56年8月1日 昭和49年6月25日施行の弘億団地自治会集会所使用規則を廃止し、本規則施行
- 2 昭和62年11月14日 役員会において、この規則の一部を改訂し、同日施行
- 3 平成2年7月15日 役員会において、この規則の一部を改訂し、同日施行
- 4 平成8年6月1日 区長会において、この規則の一部を改訂し、同日施行
- 5 平成20年12月14日 区長会において、この規則の一部を改訂し、同日施行

6 平成28年12月11日 区長会において、この規則の一部を改訂し、同日施行

7 2018年12月1日 役員会において、この規則の一部を改訂し、2019年4月1日施行